

川口市 教育振興 基本計画

令和8年度 >>> 令和12年度

令和8年4月
川口市教育委員会

ごあいさつ

川口市教育委員会は、平成 28 年 4 月に策定された初めての「川口市教育大綱」を受け、第 5 次川口市総合計画の将来都市像を踏まえた基本理念の具体化を目指し、「川口市教育振興基本計画」を定め、これに基づき学校教育および生涯学習の各施策を推進して参りました。

このたび、第 6 次川口市総合計画の策定とともに、「川口市教育大綱」が改定され、新たな基本理念として、「未来を創造する人材を育て、すべての人が輝く 川口の教育」が掲げられました。これを受け、これまでの成果と課題を踏まえつつ、次の 5 年間を見据えた本市の教育が目指すべき方向性を具体的に示すため、「川口市教育振興基本計画」を改定いたしました。

この計画のもと、教職員の資質・能力のさらなる向上を図るとともに、学校・家庭・地域の連携を一層強化し、児童生徒が「知・徳・体」の調和のとれた人間形成を実現できるよう取り組んで参ります。また、すべての市民が精神的、肉体的、社会的に充実した状態を維持できる活力ある地域社会の形成をめざし、各施策を積極的に推進して参ります。市民の皆様におかれましては、今後とも本市教育の振興にご理解・ご協力をいただきますよう心からお願い申し上げます。

令和 8 年 4 月

川口市教育委員会

もくじ

第1編 総論.....	1
第1章「教育振興基本計画」策定の背景と趣旨.....	1
第2章 計画の基本的事項.....	2
第3章 本市教育を取り巻く社会の動向・現状.....	3
1 教育を取り巻く社会の動向.....	3
2 本市の教育の現状.....	6
第4章 本市の教育のめざすべき姿.....	18
第2編 各論.....	21
第1章 すべてのこどもが学べる多様な環境づくり.....	21
【施策1】 幼稚園・小学校・中学校教育の充実.....	22
【施策2】 高等学校教育の充実.....	54
第2章 こどもの成長をサポートする基盤づくり.....	59
【施策3】 教育力向上のための体制づくり.....	60
【施策4】 誰もが適切な教育を受けられる環境の充実.....	76
【施策5】 教育的資源の活用.....	82
第3章 生涯学習・スポーツができる環境づくり.....	85
【施策6】 生涯を通じて学び続けられる環境の充実.....	86
【施策7】 目的に応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境の充実.....	92
第4章 歴史の継承と文化芸術の発信.....	97
【施策8】 歴史的資源の保存と活用.....	98
【施策9】 文化芸術の発信.....	106
第5章 教育行政経営の基盤強化.....	111
【施策10】 教育施設の適正化.....	112
第3編 計画推進にあたって.....	121
第1章 計画の実現に向けて.....	121
1 基本的事項.....	121
2 情報の共有.....	121
3 連携の推進.....	122
4 新たな変化への対応.....	122
第2章 効果的な計画の推進に向けて.....	123
1 計画の進行・管理.....	123
2 指標.....	124

■資料.....	131
関係法令（抜粋）.....	132
1. 教育基本法.....	132
2. 地方教育行政の組織及び運営に関する法律.....	132
アンケート調査の概要.....	133
1. 調査実施の目的.....	133
2. 調査対象者.....	133
各種調査結果概要.....	135
教育振興基本計画策定の経緯.....	148
用語集.....	149

第1編 総論

第1章 「教育振興基本計画」策定の背景と趣旨

平成18年12月に改正された教育基本法では、政府に教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画策定を義務づけたほか、地方公共団体には政府の策定した計画を踏まえつつ、地域の実情に応じて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定することが努力目標とされています。

また、平成27年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）を定めることが義務づけられました。

本市では、令和3年3月に市長が総合教育会議を開催し、教育委員会と協議のうえ、川口市教育大綱を策定しました。この教育大綱は、本市のまちづくりのビジョンである第5次川口市総合計画（後期基本計画）との関連性を重視し、「人と しごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」という将来都市像を教育分野からめざすものとししました。そしてこの教育大綱で示した本市の教育の指針についてより具体化を図るため川口市教育振興基本計画を策定し、令和3年度より、この計画にもとづき本市の教育政策を推進してきました。

計画の期間中においては、川口市立高等学校附属中学校を開校し、中高一貫教育を推進し、市内外の多くの生徒から選ばれるリーディング校としての確立や、学びの多様化学校の開校に向けた具体的な検討を進めてきました。一方で、全国的には人口減少社会や少子高齢化が一層進行するとともに、科学技術の飛躍的な進歩、経済的な格差の拡大やこどもの貧困の増加、地域コミュニティの変化、さらにはコロナ禍より始まった新しい生活様式等、本市を取り巻く社会の状況も大きく変化してきました。

本計画は、こうした社会状況の変化に対応するとともに、これまでの教育施策の成果や課題を踏まえ、中長期的な視点に立ち、今後5年間に取り組む本市の教育施策の方向性を示すため、川口市教育振興基本計画を見直したものです。

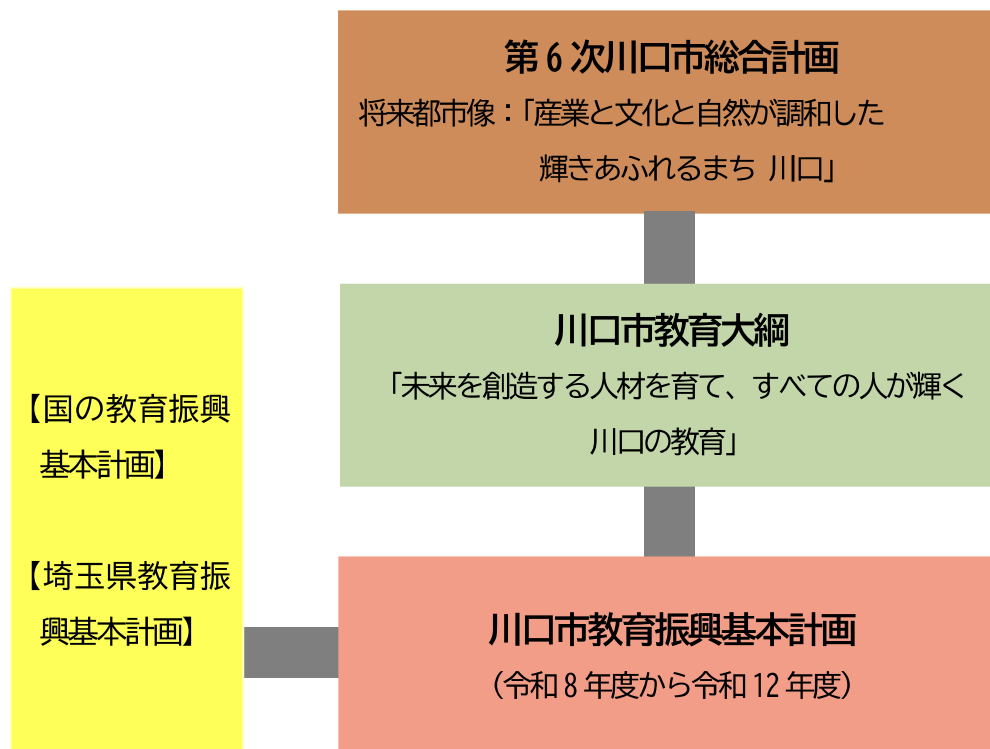
第2章 計画の基本的事項

川口市教育振興基本計画は、本市の教育の振興にあたっての施策に関する基本的な事項を定めた計画であり、教育基本法第17条第2項にもとづいて策定しています。計画策定にあたっては、第6次川口市総合計画、川口市教育大綱に示された方針にもとづくとともに、令和5年に策定された国の第4期教育振興基本計画（令和5年度～9年度）及び令和6年に策定された第4期埼玉県教育振興基本計画（令和6年度～10年度）を踏まえています。

この基本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間として設定しています。また、学校教育から生涯学習まで教育に関する幅広い施策を盛り込んだ構成となっています。

学校教育においては、誰一人取り残さない多様な学びの環境を整備し、学校と家庭・地域社会との連携を推進し、知・徳・体の調和のとれた人間形成と未来を創造する力を備え、次世代の地域社会の担い手となれるよう、本市ならではの教育施策を盛り込んでいます。

生涯学習においては、さまざまな学習機会を提供し、あらゆる世代の市民が生涯学習活動等に参加することを通じて自己実現を果たすとともに、精神的、肉体的、社会的に充実した状態を維持できる地域社会の形成につながる特色ある施策を盛り込んでいます。



第3章 本市教育を取り巻く社会の動向・現状

1 教育を取り巻く社会の動向

(1) 人口減少社会・少子高齢化の進行

少子高齢化が進行する我が国の人口は、平成20年の1億2,800万人をピークに減少に転じ、令和7年1月には約1億2,350万人となっています。出生数は年々減少を続け、令和6年には70万人を割り込む一方、老年人口（65歳以上）は約3,600万人に達し、総人口の28.8%を占めています。

本市では、今後しばらくはほぼ横ばいから緩やかな増加が続くものとみられますが、令和32年の61万人をピークに減少に転じることが見込まれています。また、少子高齢化もさらに進行するものとみられ、年少人口（0～14歳）は令和7年の6万8千人から令和17年には6万人と8千人近く減少する一方、老年人口（65歳以上）は同じ期間に13万9千人から14万7千人と8千人が増加するものと推計されます。

人口減少や少子高齢化の進行はあらゆる世代の教育環境に大きな変化をもたらします。今後の教育行政は児童生徒数に応じた学校規模の適正化、一人ひとりに個別最適な学びの保障、地域人材の教育参画、人生100年時代に学び続けられる生涯学習環境等を福祉分野や地域づくり分野と連携しながら進めていくことが求められます。

(2) 子育て家庭の多様化

経済のグローバル化が進む中、近年、本市では外国籍住民の急増に加え、外国籍住民だけでなく、異なる文化的背景を持つ家庭が増加し、子育て家庭のあり方が多様化しています。こうした社会の変化に対応するためには多様性を尊重し、すべてのこどもが平等かつ安心して学べるインクルーシブ教育の推進が不可欠となっています。

一方、全国的にみると、就業者に占める非正規雇用の増加に加え、経済的に厳しい状況になるケースもあるひとり親世帯の増加等を背景に、こどもの貧困等が社会問題化しています。こどもの貧困は、教育の格差等にもつながり、こどもの学力との相関も指摘されています。

また、経済的な貧困は将来の進路選択や職業選択等にも大きく影響することから、貧困の連鎖や経済格差の拡大・固定化等も懸念されます。

2015年9月の国連サミットでは2031年までに達成すべき国際目標を示したSDGs(持続可能な開発目標)が採択され、誰一人取り残さない持続可能な社会の実現をめざすとされています。こどもの貧困の問題もこうした視点で捉え、社会全体の課題として解決に向けて取り組んでいくことが求められています。

(3) 技術革新等の社会の急激な変化

人口減少・少子高齢化が進むことによる国内市場の縮小等も想定され、社会的な活力をいかに創出していくかが今後の大きな課題となっています。

情報通信技術（ICT）や人工知能（AI）等の科学技術の急速な発展は、社会生活をより便利で豊かにする原動力となる可能性を秘めている一方で、経済構造の激変やAIの普及に伴い求められるスキルや役割が変化することが想定されます。また、社会経済がさらにグローバル化する中で、市場開拓や人材獲得等も世界レベルで競争が激化していくことが予想されます。

各学校で教育課程（カリキュラム）を編成する基準である学習指導要領は、平成29年3月に幼稚園教育要領、小中学校学習指導要領、平成30年3月に高等学校学習指導要領が改訂され、令和4年にかけて段階的に実施されました。この改訂では急速な技術革新による予測困難な時代の中、「生きる力」をより具体化し、こどもの確かな学びの実現をめざしています。

現代の子どもたちは、生まれた時からICTがインフラとして身近にあるデジタルネイティブといわれており、情報を正しく読み解き、自分の言葉で発信していく力が不可欠となっています。どのような状況にあっても、たくましく生き抜ける能力を持った人材を育てることが、これまで以上に期待されています。

また、コロナ禍を経て、子どもたちのレジリエンス教育（困難・逆境を乗り越える力を養う教育）の必要性も高まっています。不確実性の高い社会において、精神的な回復力や自己肯定感を育む教育は将来の社会参画に向けた基盤となります。

(4) 家庭・地域の状況の変化

核家族化等の家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化、地域での人間関係の希薄化等に伴い、子育てをする親の負担や不安・孤立感が増加するとともに、家庭や地域での教育力の低下が指摘されています。こうした中、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざす「こども基本法」が令和5年4月に施行されました。

今後は家庭や地域の教育力を再構築する新たな取り組みが求められます。そのためには地域における世代間交流や地元企業との連携を深め、子育てや教育における地域のサポートを活用する等、子どもたちが地域に愛着を持ちつつ、健全に育っていくためには地域との関わりが重要となることから、家庭・地域・学校が連携を深め、地域全体で子どもを育てていく体制を強化することが必要といえます。



2 本市の教育の現状

(1) 児童・生徒の現状

ア 幼児教育

いわゆる「小1プロブレム」が課題とされており、本市の児童においても特に他者との関係における“集中力”や、“がまんをする”ことについて問題が顕在化する傾向にあります。幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。そのため、今後も引き続き、家庭や地域、幼稚園・小学校等がともに連携・協力し、教育活動の充実を図る必要があります。

イ 一人ひとりを確実に伸ばす教育

情報化やグローバル社会が進展する中、人口の減少や、AIの進化等が社会にもたらす産業や経済の構造的変化や雇用の多様化・流動化等により、社会の変化は激しくなり、その変化を正確に予測することが困難な時代になってきています。このような社会を生き抜くためには、こどもたち一人ひとりが主体的に社会に関わり、多様な人々と協働して新たな価値を創造し、未来を切り拓いていく力が必要になります。

そのためには、学習指導要領にもとづき、実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力」、こどもたちが、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」を育むことが求められます。

これからは、これまで以上に、児童生徒一人ひとりの特性と成長に着目し、一人ひとりを確実に伸ばす教育が大切となります。

ウ 学力

令和7年度埼玉県学力・学習状況調査（全14項目）において埼玉県の平均正答率を上回った項目数は6項目、同値であった項目数は3項目でした。本市の児童生徒の学力は一定の水準を維持した傾向にあります。

今後の課題として、引き続き基礎的・基本的な知識や技能をしっかりと定着させることはもちろん、学んだ「知識や技能」を活用し、課題を解決するために必要な「思考力、判断力、表現力」等の学力を確実に伸ばす学習指導が必要になります。

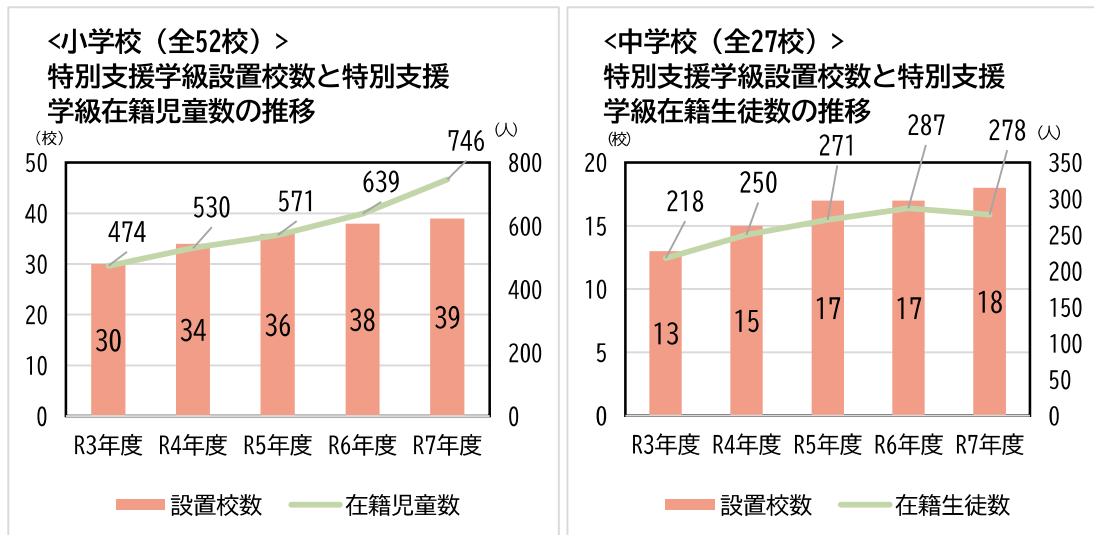
また、一人ひとりの学力が毎年どれだけ伸びているのか、学習内容がどれだけ定着しているかを把握し、指導の工夫改善に生かす必要もあります。

エ グローバル化

子ども達がこれからの社会を主体的に生きるためには、英語力の育成を基礎としながら、豊かな国際感覚を身につけることはもちろんのこと、伝統と文化を尊重し、我が国と郷土川口を愛する姿勢や、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する姿勢を身につけ、日本人としての自覚と責任を持って、グローバル社会に貢献できる人材に育てることが大切です。

オ 特別支援教育

障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶための条件整備と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な場の整備を行い、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取り組みを一層推進し、障害のある子どものさらなる自立と社会参画をめざす必要があります。



カ 豊かな心を育む教育

少子化やデジタル化が進む中、子どもたちが人と関わる経験や体験不足が指摘されています。また、社会が変化し続け、価値観が多様化する中で、互いを認め尊重する豊かな人間性と、他者との対話や協働により社会性を育むことが求められています。

そのために、子どもたちが道徳的な課題を自分のこととして捉え、他者と協働して学ぶ姿勢を育むことが重要であり、体験活動を充実させるとともに、家庭や地域と連携し、道徳教育を推進することが求められます。

キ 生徒指導

少年非行については全国的に減少傾向にあるものの、凶悪犯罪や特殊詐欺に加担する少年が後を絶たない状況にあります。また、SNSを介してのトラブルが増加傾向にあります。

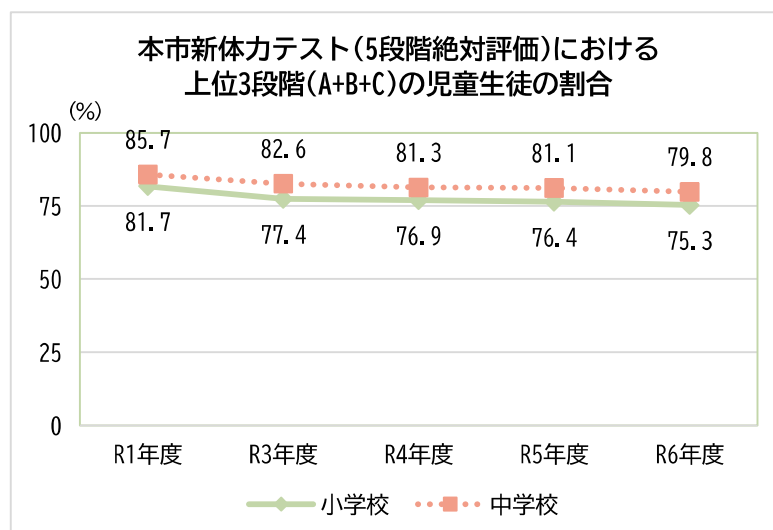
このような現状を考えると、少年非行を防止するための取り組みやさまざまな問題に対しては、地域や関係機関が連携を図るとともに、学校と家庭が一貫性を持った生徒指導体制を確立し、取り組みを進める必要があります。

また、「小1プロブレム」、「学級がうまく機能しない状況（いわゆる学級崩壊）」や「中1ギャップ」等への対応についても継続して取り組む必要があります。

ク 体力の向上と学校体育活動の充実

本市の児童生徒の体力について、新体力テストの5段階絶対評価で上位3段階（A+B+C）の児童生徒の割合は、平成31（令和元）年度から令和6年度にかけて年々低下している現状です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前までは、上昇傾向にあった本市の児童生徒の体力が再び上昇するよう、学校での体育授業や体育的活動等の充実を図り、総合的な体力の向上をめざして継続して取り組む必要があります。

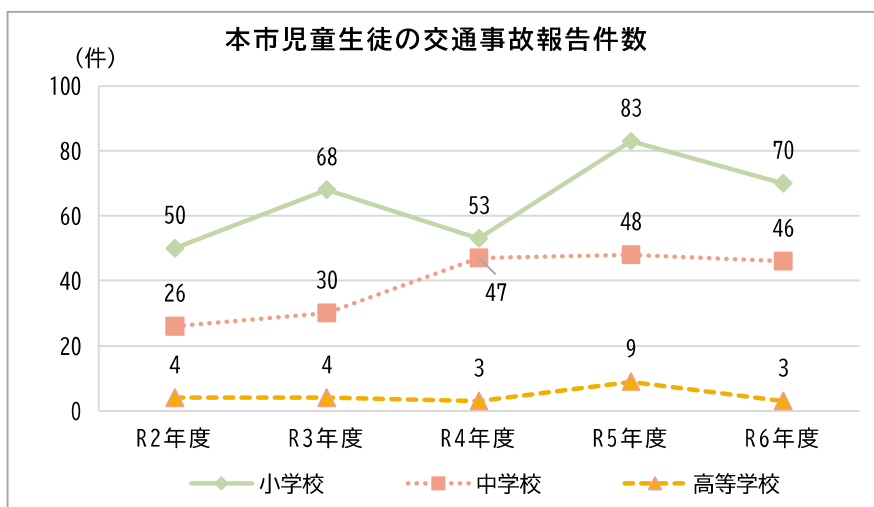


※令和2年度は、新体力テストの県での実施なし。

(2) 学校・家庭・地域の連携を図った教育の現状

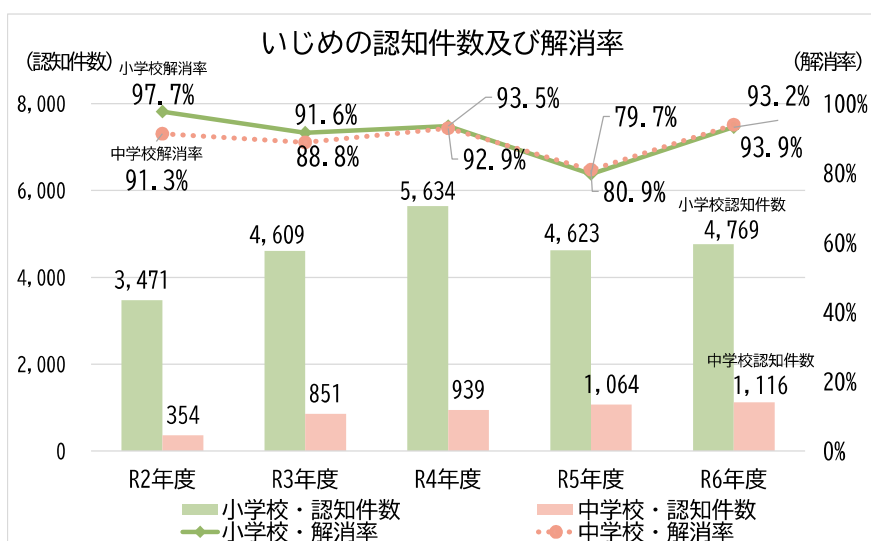
ア こどもたちの安全・安心

過去5年間における、市内で発生した本市児童生徒の交通事故報告件数のほとんどが学校管理下外で、中でも自転車によるものが多く発生しています。このことから、学校応援団やスクールガード等の協力を得て、学校・家庭・地域や関係機関が一体となり取り組む必要があります。また、近年、自転車の運転者が加害者となる事故が社会問題となっています。そのため、今後も引き続き、児童生徒に交通安全意識の徹底と啓発に取り組む必要があります。



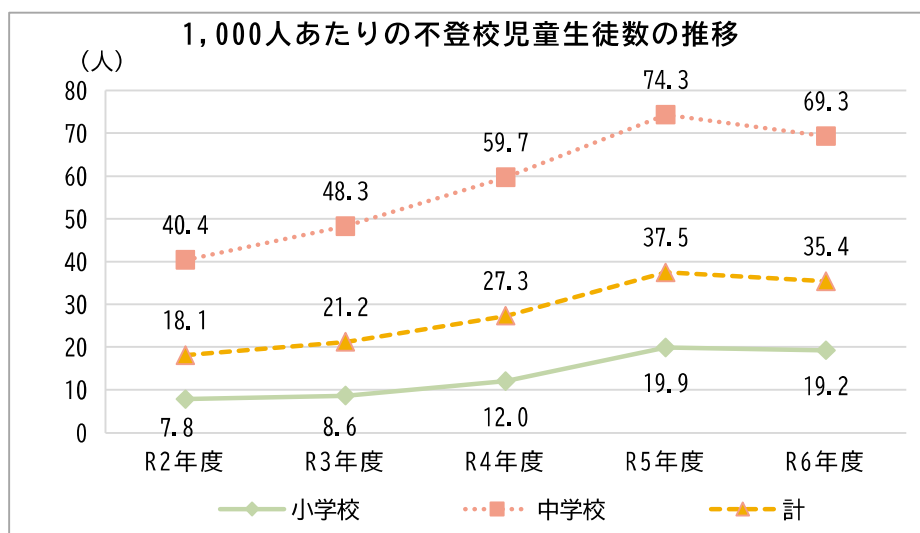
イ いじめ

本市のいじめの認知件数は、高い水準で推移しています。いじめは、どの子ども、どの学校でも、また学校以外でも起こり得るとの認識のもと、学校・家庭・地域や関係機関が一体となって、児童生徒にいじめを「しない」「させない」「許さない」という意識を醸成するとともに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む必要があります。



ウ 不登校

本市の不登校の児童生徒数は、小中学校で増加傾向にあります。不登校は、さまざまな背景や理由に起因しており、その解決のためには、児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細かな対応や、未然防止・早期対応の仕組みの充実が大切です。また、児童生徒の社会的自立に向け、児童生徒一人ひとりの状態に応じた適切な支援が行き届くよう、学校のみならず、家庭・地域・関係機関が連携して不登校支援を進める必要があります。



エ 教育相談

学校教育において生徒指導上の諸問題は、多岐にわたるものとなっています。基本的な生活習慣の定着や規範意識の醸成等、日常の生徒指導に関する課題とともに、増加する不登校、いじめの深刻化、暴力行為等の問題行動、虐待等、心や生命に関わる問題に対しても、引き続き適切な対応が必要です。

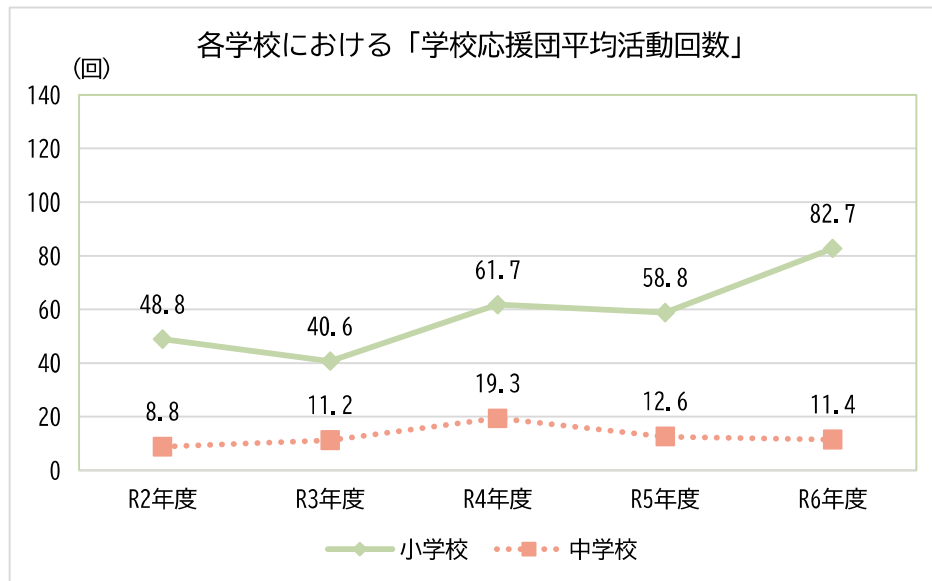
本市の教育研究所においても相談件数は増加傾向にあり、また、令和5年度以降、毎年10,000件を超える相談を受けています。

以上のことから、教育研究所や各学校における教育相談体制の一層の充実が求められます。

オ 地域学校協働活動

こどもの心や体の成長には、学校だけでなく、家庭や地域も大切な役割を担っており、それぞれが役割分担を明確にしつつ、相互に補完し、連携・協働してこどもの成長を見守る必要があります。そのためには学校応援団や放課後子供教室等の地域の教育力を生かす活動をより充実したものとし、「社会に開かれた学校」づくりを推進していくことが大切です。

そのため、より多く、より幅広い層の地域住民等の参画によるネットワークの整備を進める必要があります。

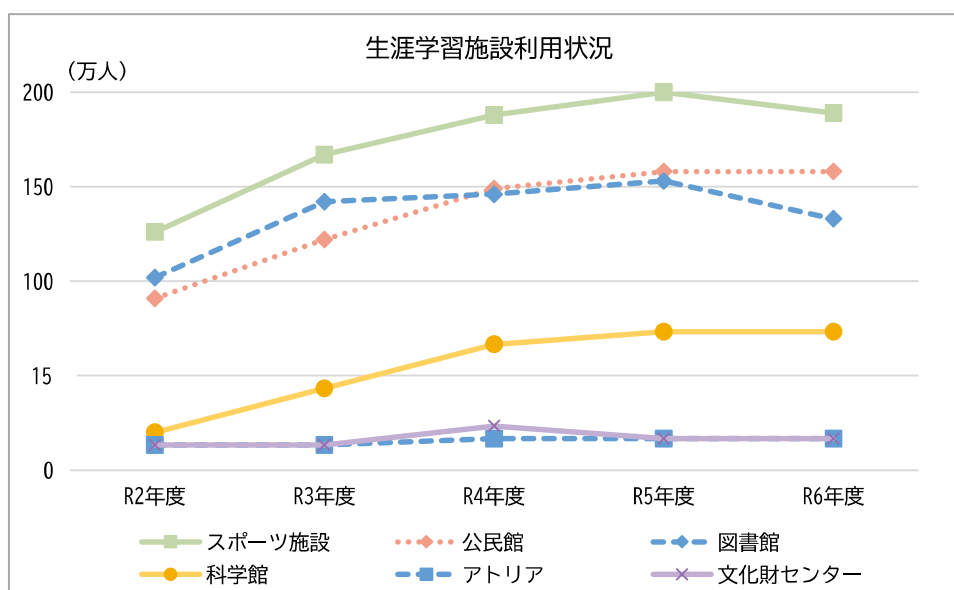


(3) 生涯学習・スポーツ活動

急激な社会変化の進展に伴い、個人の要望と社会的な要請は多種多様化しています。本市では、生涯学習・スポーツ活動を通じて、市民の知的・文化的な交流や健康維持促進を図っています。生涯学習活動は、社会教育施設としての公民館（34 施設、類似施設を含む）、図書館（6 施設）を中心に博物館類似施設としての科学館、文化財センター、アートギャラリー・アトリア（以下、「アトリア」という。）において、市民が自発的、主体的にいつでも学び活動できるよう多種多様な事業を展開しています。一般教養、趣味・実技に関するものから、専門性の高い分野や健康増進・情報化等、さまざまな分野の講座を開催するほか、オンライン講座により学習機会の多様化や充実を図っています。

一方、スポーツ活動は、市内のスポーツ施設（スポーツセンター（8 施設）、青木町公園総合運動場、体育武道センター、スポーツ専用施設（17 施設））において、市民がそれぞれの目的に応じて健康増進や競技力向上等に取り組める機会を広く提供するとともに、地域コミュニティの醸成に寄与してきました。

また、生涯学習・スポーツの両分野において、個人や団体による自主的な活動への支援にも力を入れており、イベント開催、多様な情報の提供のほか、取り組んできたことを生かして指導者やボランティアとして活動する機会の提供も行っています。



各年度施設利用者数

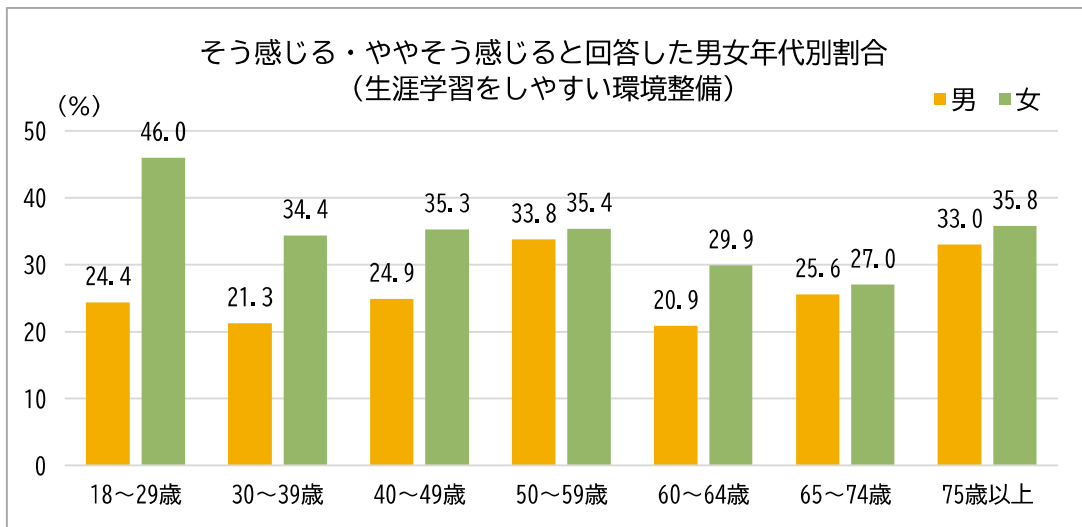
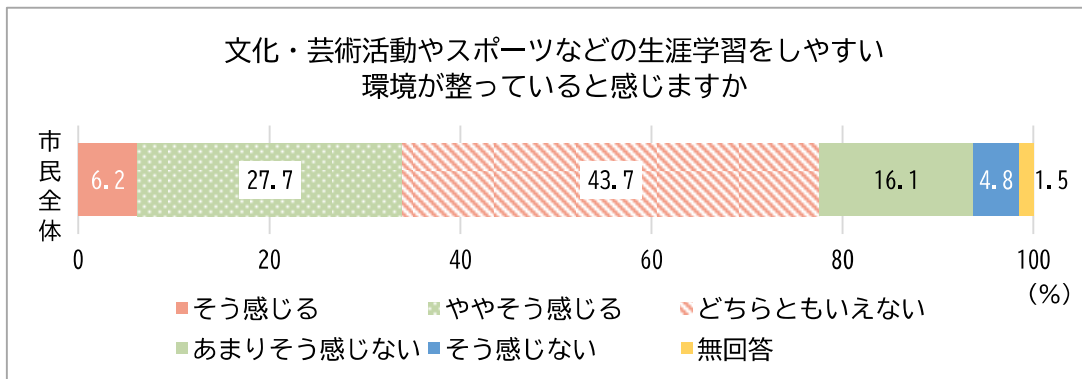
(単位：人)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
スポーツ施設	1,265,422	1,673,570	1,884,194	2,005,749	1,899,623
公民館	917,978	1,224,763	1,491,583	1,586,140	1,583,258
図書館	1,020,706	1,422,995	1,464,246	1,536,915	1,337,968
科学館	66,632	139,964	208,301	223,321	229,270
アトリア	40,178	42,737	53,239	55,100	53,430
文化財センター	47,051	44,150	74,077	53,271	59,863

令和6年に実施した「総合計画のための市民意識調査」の結果によると、「生涯学習をしやすい環境が整っている」と感じる市民（「そう感じる」、「ややそう感じる」と回答した人の割合）は、全体で33.9%となっています。属性別では、18～29歳の年齢では女性のおよそ50%の人が「そう感じる」としていますが、男性は20%台となっています。また、65歳～74歳では男女ともに20%代であり、性別や年齢層によって感じ方にばらつきがある傾向がみられます。

今後は、時代の変容に合わせ、市民の要請に応えた多種多様な事業のさらなる充実を図るとともに、利用者が求める知的欲求等への支援と効率的なより質の高いサービスの追及に継続して取り組む必要があります。

また、今後、学校や地域関係機関や企業との連携を図り、さらなる事業の充実とネットワーク化を推進し、利用者に対する支援やサービスの向上に努めていく必要があります。



令和6年度 総合計画のための市民意識調査結果報告書

(4) 歴史的資源・文化芸術

市内には、川口の歴史や文化を知るうえで貴重な、建造物や絵画、彫刻、書籍、典籍、古文書、考古・歴史資料等の有形文化財、地域に残る伝統芸能等の民俗文化財、記念物等、有形・無形の歴史資源としての文化財が多く残されています。

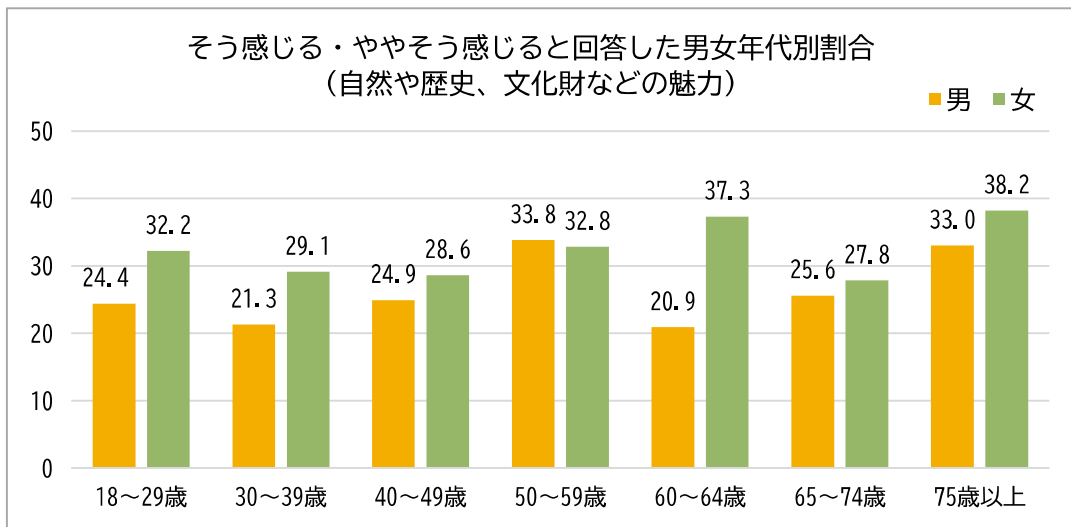
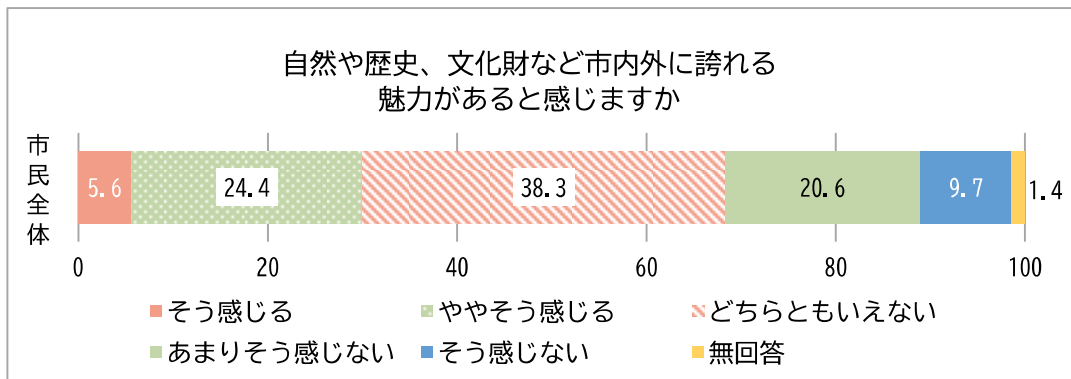
その中でも、特に歴史上、学術上貴重なものについては、国、県、市において、文化財指定・登録（令和6年度末現在：160点）を行うことにより、その保存に努め、市民共有の財産として、未来への保存継承を行っています。

■市内に所在する指定等文化財（単位：点）

令和7年3月31日現在

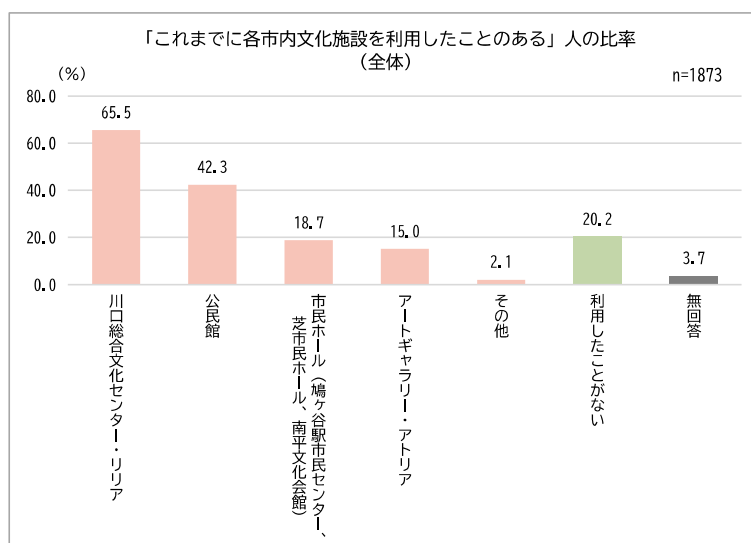
種 別	国	県	市	計	
有形文化財	建造物	1：旧田中家住宅	2	7	10
	絵画		2		2
	彫刻		5	6	11
	工芸品		4	7	11
	書跡・典籍・古文書		3	15	18
	考古資料		1	8	9
	歴史資料			29	29
民俗文化財	有形民俗文化財	1：木曾呂の富士塚		21	22
	無形民俗文化財			5	5
記念物	史跡	1：見沼通船堀	2	8	11
	旧跡		4		4
	名勝			1	1
	天然記念物		1	5	6
国登録有形文化財	17：旧鋳物問屋鍋平別邸 十一屋北西商店 永瀬昌文家住宅 永瀬孝男家住宅 大泉家住宅 旧森龍織物			17	
県選定重要遺跡		4		4	
合計	20	28	112	160	

令和6年に実施した「総合計画のための市民意識調査」の結果によると、「自然や歴史、文化財など市内外に誇れる魅力がある」と感じる市民（「そう感じる」、「やや感じる」と回答した人の割合）は、全体で30.0%となっています。属性別では、60～64歳と75歳以上の女性が35%を超えるものの、それ以外は20～30%台前半と低い傾向がみられます。そのため、今後も市内にある文化財の調査及び指定を進め、保護・保全に努めるとともに、文化財センター「郷土資料館」における特別展等で文化財や市の歴史、郷土ゆかりの人物等を紹介し、イベントでの体験やソーシャルメディアを活用した情報発信により、市民共有の財産としての文化財の価値や重要性について啓発をする必要があります。



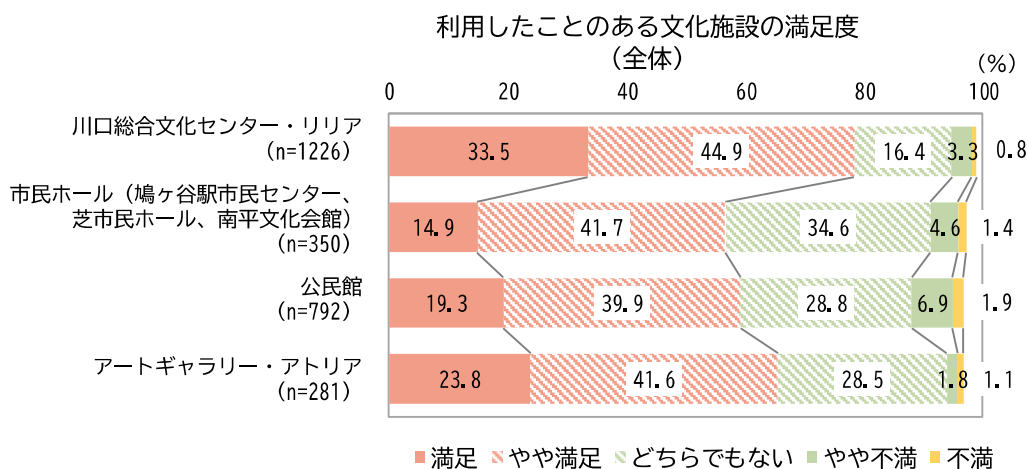
令和6年度 総合計画のための市民意識調査結果報告書

文化芸術に関する市内の状況については、これまでの市内文化施設の利用経験に関する調査では、全体の76.1%がいずれかの施設を利用したことがあると回答しました。中でも最も利用率が高かったのは「川口総合文化センター・リリア（以下、「リリア」という。）」で、その割合は65.5%、次いで「公民館」が42.3%でした。



令和5年度 市民意識調査結果

また、文化施設の利用経験がある市民に対して施設の満足度を尋ねたところ、「リリア」の満足度が最も高く、「満足」及び「やや満足」の合計が78.4%に達しました。それに続く施設は「アトリア」(65.4%)、「公民館」(59.2%)の順でした。



令和5年度 市民意識調査結果

一方で、「やや不満」や「不満」と回答した理由として主にあげられていたのは、施設の老朽化や機能面の問題等、建物や設備に関する課題です。

そのような状況の中、リリアは約2年にわたる大規模改修を終え、その隣接地には令和8年1月に新たに川口市立美術館（以下、「美術館」という。）が開館しました。これにより、川口駅西口周辺は文化芸術の拠点として位置づけられ、今後のさらなる活用が期待されています。

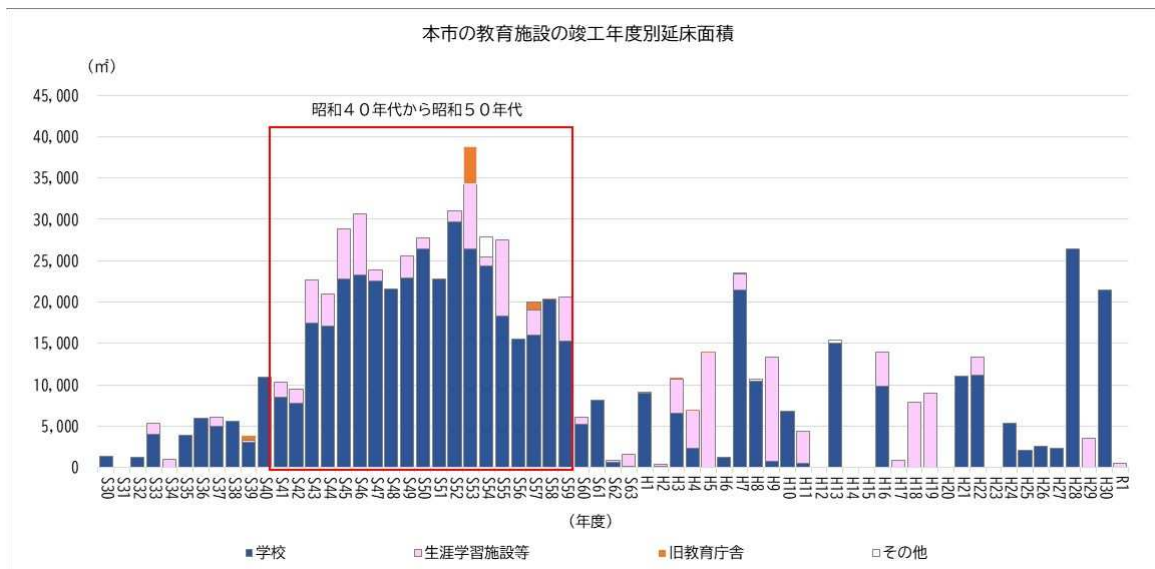
(5) 教育施設

本市の教育施設は、主に学校施設と生涯学習施設からなっており、その多くを高度経済成長期後半の昭和40年代から昭和50年代に集中的に整備しています。

今後、これらの施設が一斉に更新時期を迎える時期が到来しますが、本市では、将来、生産年齢人口の減少による税収の伸び悩み、高齢者人口の増加に伴う社会保障関連経費の増加が想定されることから、施設の更新に必要な費用の確保が課題となっています。

このことから、現在の施設の総量や規模及び配置のままでは、既存の施設を維持していくことは非常に困難な状況です。そのため、川口市公共施設等総合管理計画にもとづき、適正な施設の総量や規模及び配置を検討する必要がある、この考えにもとづき本市の教育施設では、これまでに市立高等学校3校の統合や、小学校と公民館との合築、婦人会館と青少年会館との統合等に取り組んできました。しかしながら、建て替え時期を迎える施設が多くあることから、今後も引き続き、適正な施設の総量や規模及び配置を検討していく必要があります。

加えて、施設が本来有すべき安全性や快適性を維持するとともに、安定した市民サービスを提供し続けていくことが求められることから、今後の施設の維持管理・更新に係る費用負担の軽減を図るため、各施設の中長期的な保全計画にもとづき、施設の点検・診断等を実施するとともに、予防保全型の維持管理を図り、施設の長期利用を促進し、施設の更新時期及び更新費用の平準化を試みていく必要があります。



第4章 本市の教育のめざすべき姿

<基本理念>

『未来を創造する人材を育て、すべての人が輝く 川口の教育』

私たちは現在、少子高齢化やグローバル化に加え、デジタル技術の進展や価値観・ライフスタイルの多様化といった社会的変化に直面しており、こうした変化に対応し、生き抜く力を育むことがこれまで以上に求められています。すべての人が生き生きと活躍し、輝きあるまちを実現するためには、教育の果たす役割がますます重要になっています。

こうした状況のなか、「いつの時代においても変わらない本質的なものを守りながら、時代の変化に適応していく」という「不易流行」の考えを踏襲しつつ、学校教育においては、これまで培った教育力と指導力の向上を図るとともに、知・徳・体の調和のとれた人間形成を引き続きめざします。さらに、すべての子どもたちがその能力と可能性を最大限に発揮できる教育環境を整備し、未来を創造する力を備え、次世代の地域社会の担い手となれる育成をめざします。

また、生涯学習においては、幅広い年齢層が参加できる教育機会を提供するとともに、学びや活動への意欲の高まりを自己実現へと繋げるための支援を行い、すべての市民が精神的、肉体的、社会的に充実した状態を維持できる地域社会の形成をめざします。さらに、市民一人ひとりが輝き、個性と魅力を伸ばしながら成長できる環境を整え、学びを通じて豊かな人間性を育み、市民が社会の変化に適応し、地域に活力をもたらすことができる人材の育成をめざします。

『未来を創造する人材を育て』

未来を担う市民が持続可能な地域社会を築くためには、子どもたちをはじめすべての市民が持つ可能性を最大限に引き出せるよう、幅広い学びの機会を提供するとともに、健やかな成長を支える環境を整備することが重要です。さらに、多様性を尊重した教育を推進し、社会の課題に主体的に向き合い、解決する力や創造性を育むことをめざします。

『すべての人が輝く』

人はそれぞれ違った個性や能力を持っています。その個性や能力を伸ばし、社会の一員としてそれぞれの居場所を見つけ、自分らしく生きることが、すべての人の輝きに通じます。

そのため、知・徳・体の調和のとれた人間形成を進め、自らの人生を切り拓き、より充実したものにしていくことができる力を養うことで、すべての市民が輝く教育をめざします。

<基本目標>

I すべてのこどもが学べる多様な環境づくり

こども一人ひとりの特性や能力に寄り添い、誰一人取り残さない多様な学びの環境を整備し、持続的に発展する社会の創り手となる、知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざします。

II こどもの成長をサポートする基盤づくり

学校・家庭・地域と行政が相互に補完・連携し、併せて教育的資源を活用することで、こどものさまざまな社会経験や活動の場を増やします。さらに地域ぐるみの安全体制を整備し、こどもの成長をサポートする基盤強化をめざします。

III 生涯学習・スポーツができる環境づくり

誰もが生涯学習やスポーツに親しめる環境づくりを通じて、一人ひとりの個性や魅力を伸ばし、自己実現を図ります。

IV 歴史の継承と文化芸術の発信

指定文化財をはじめとした歴史的資源の保存と活用や、誰もが身近に文化芸術に接し活動する環境づくりを行うことで、歴史、文化、芸術をすべての人が学び、楽しみ、心豊かな生活の実現をめざします。

V 教育行政経営の基盤強化

少子高齢化に伴う人口減少や、社会構造の変化を見据えた学校施設の適正規模・適正配置と、教育関連施設の集約化を含めた適切な整備に取り組みます。また、安全・安心な教育環境の整備や効率的な管理・運営を行うことにより、教育行政経営の基盤強化を図り、良好な教育環境のもとで総合的な教育の発展をめざします。



SDGs 未来都市 KAWAGUCHI